

地域と一体となった歩道除雪 ～ 府民協働事業～

「冬の歩道をもっと安全に...。」「地域のために役立てるなら自分たちで...。」
そんなみなさんの大切な思いを、お住まい、お勤めになっている地域の歩道除雪作業を通じて実現してみませんか？

京都府では、そんなみなさんとの協働を進めています。



京都府建設交通部

地域と一体となった歩道除雪とは？

● 事業の目的

本事業は、道路の除雪について、地域と行政が役割を分担し協働で実施していくという考えのもとに、地域のみなさんの除雪に対する意識を高めていただき、ボランティアで歩道除雪作業に参加していただけるよう、府が地元市町と連携してみなさんの活動を支援する事業です。

地域のみなさんと一体となって歩道除雪を実施することにより、冬期に安心して歩いていただける歩道空間を確保することを目的としています。

● 事業の概要

(1) 実施できる箇所

地域のみなさんのご協力が得られる箇所で、原則として次のような区間とします。

- ① 府が管理する道路の歩道のうち、除雪により歩道幅が最大 1.5m 程度確保できる区間
- ② 集落を起点とする歩道で、効果のある区間
 - ・ 集落と小中学校を結ぶ通学路
 - ・ 集落や公共施設と最寄りの駅、バス停を結ぶ区間 など

(2) 除雪の方法

小型機械または人力による除雪

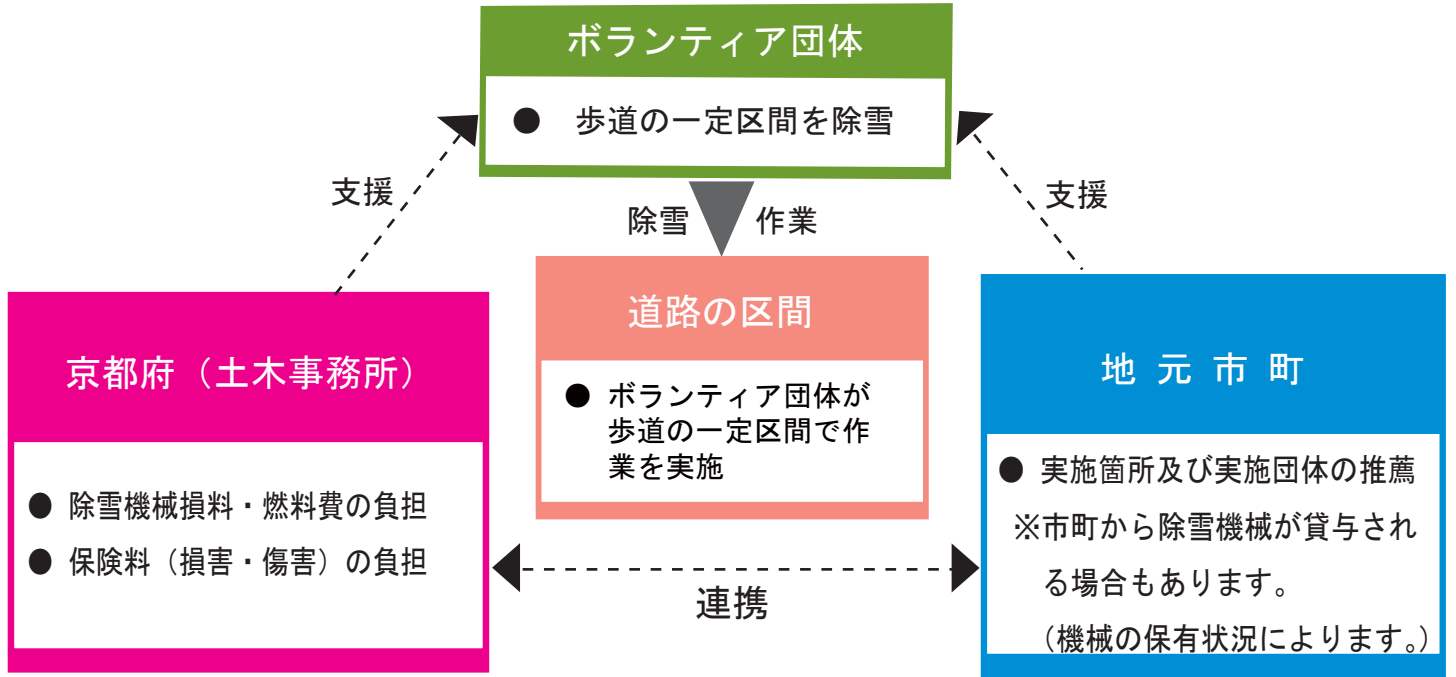
(3) 役割分担

- ① ボランティア団体 : 歩道除雪の労務の提供
- ② 地 元 市 町 : 実施箇所や実施団体の推薦
※市町から除雪機械を貸与される場合もあります。
(機械の保有状況によります。)
- ③ 土 木 事 務 所 : 必要経費の負担 (機械損料、燃料費、保険料)

● 参加団体

- ▼ 本事業は、平成 10 年度より実施しています。
- ▼ 福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町の 4 市 1 町の自治会等のみなさんにご参加いただいております、参加団体数は合計 74 団体となっております。(平成 20 年度実績)
- ▼ 地域のみなさんのご協力により、過去 5 年で 25 団体増加しています。

● 事業のイメージ



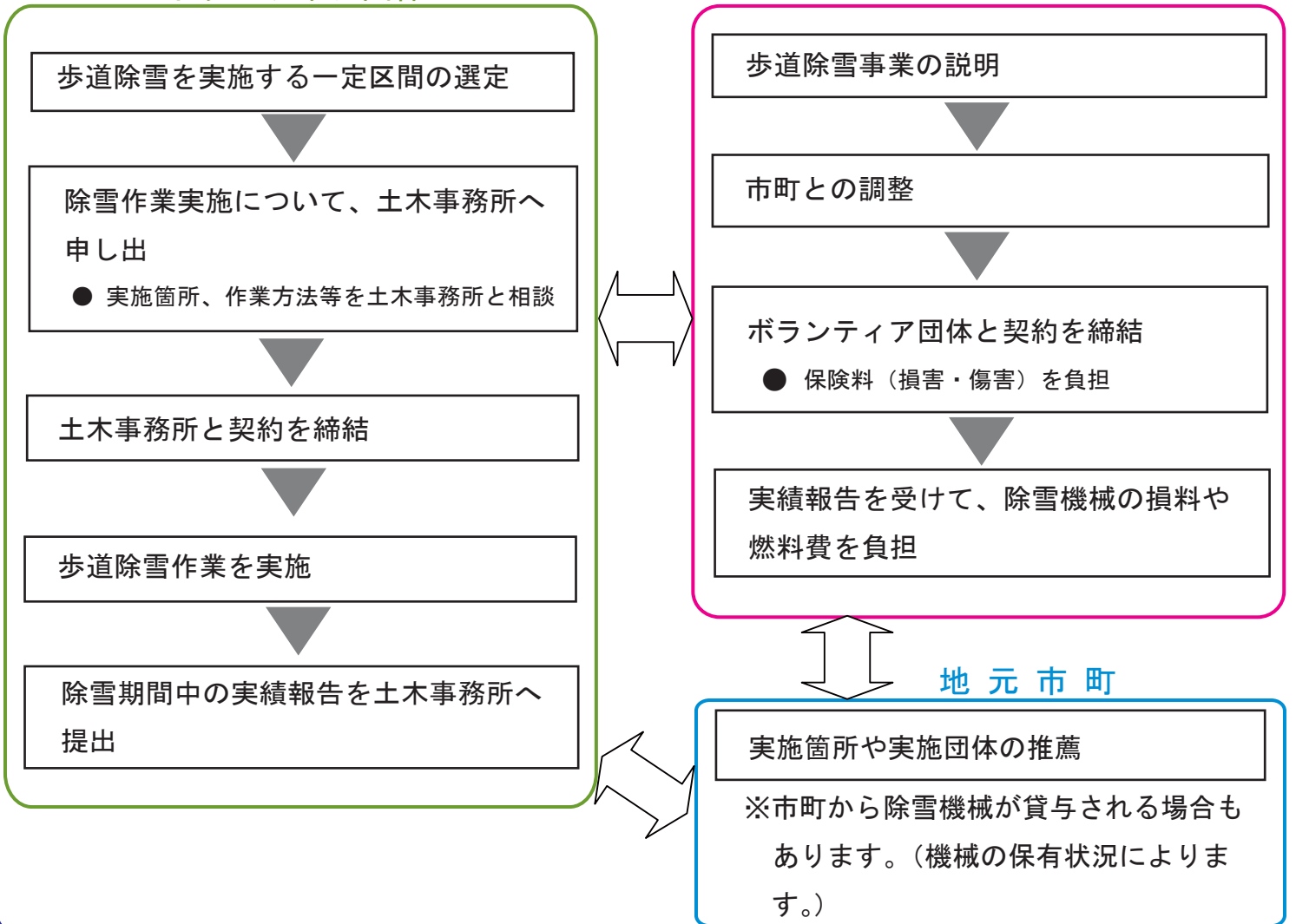
参加・活動の流れ

京都府では、ボランティアで歩道の除雪作業を実施していただける団体、地元自治会、企業等のご応募をお待ちしております。

詳しくは、お近くの土木事務所までお気軽にご相談ください。

ボランティア団体

京都府（土木事務所）



■どんな事業なの？

- 地域にお住まいの方や企業の方に、府が管理する道路の一定区間で歩道除雪作業のボランティアを行っていただくための仕組みです。

■誰でも参加できるの？

- ボランティアで歩道の除雪作業を行っていただける地元自治会や企業等の団体であれば参加できます。

■何を支援してもらえるの？

- 除雪機械の燃料費や損料、保険料（損害・傷害）を負担します。

※市町から除雪機械が貸与される場合もあります。
（機械の保有状況によります。）

【申し出、問合せ先】

土木事務所	電話	担当市町エリア
南丹土木事務所 管理室 (園部総合庁舎)	0771-62-0320	南丹市美山町、京丹波町
美山出張所	0771-75-0116	南丹市美山町
中丹東土木事務所 管理室 (綾部総合庁舎)	0773-42-8764	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 管理室 (福知山総合庁舎)	0773-22-5116	福知山市
丹後土木事務所 管理室 (宮津総合庁舎)	0772-22-3245	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町